

開会宣告	議長	只今から第29回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、13名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第29回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第9番 乗松良行</p> <p>第11番 田中千久 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和4年10月26日～令和4年11月24日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	続きますして、日程第4議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認 について 事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、 成立状況について確認をする。 令和4年11月24日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号1
		番号 1 字〇〇 地番全4筆、地目田 民有地 合計面積45,188㎡ 令和4年10月14日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号2
		番号 2 字〇〇 地番全3筆、地目田 民有地 合計面積17,715㎡ 令和4年10月18日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号3
		番号 3 字〇〇 地番全3筆、地目畑 民有地 合計面積5,000㎡ 令和4年11月10日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号4
		番号 4 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積31,451㎡ 令和4年10月17日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号5
		番号 5 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積4,547㎡ 令和4年10月21日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号6
		番号 6 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積25,015㎡ 令和4年10月21日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号7
		番号 7 字〇〇 地番全15筆、地目田 民有地 合計面積75,320㎡ 令和4年10月28日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号8
		番号 8 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積3,274㎡ 令和4年10月31日提出、合意解約通知 集積計画

日程第4 議案第1号	事務局	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号9
		番号 9 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積30,124㎡
		令和4年11月7日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号10
		番号 10 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積5,527㎡
		令和4年10月31日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号11
		番号 11 字〇〇 地番全4筆、地目田 民有地 合計面積49,913㎡
		令和4年10月31日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号12
		番号 12 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積16,585㎡
		令和4年11月2日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号13
		番号 13 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積11,943㎡
		令和4年10月26日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
番号14		
番号 14 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積15,894㎡		
令和4年11月7日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業		
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
以上、14件について説明を終わります。		
よろしくご審議のほどお願いします。		
議長	説明が終わりました。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第5 議案第2号	議長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。
		続きまして、日程第5議案第2号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第2号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第2号	事務局	このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。 令和4年11月24日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号 1 説明 図面番号1をご覧ください。 番号1 字〇〇 地番全7筆 地目田48,764㎡、畑1,050㎡、その他2,641㎡ 民有地 合計面積52,455㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議長 番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
		委員 それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から離農したく農地を売買したいという申し出がありました。 町内にまわしたところ、隣地の〇〇さん1件のみの申し込みがありました。 単価については、条件によって2段階に設定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		議長 説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委員 なし。
		議長 質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委員 なし。
		議長 討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
		委員 なし。
議長 異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。		
事務局	番号 2 説明 図面番号2をご覧ください。 番号2 字〇〇 地番全3筆 地目田34,674㎡ 民有地 合計面積34,674㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議長 番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。	
	委員 それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、離農する売り主から農地を売買したいとの申し出がありました。 町内にまわしたところ、隣地の〇〇さんと次の番号3の案件の□□さんから申し込みがあり、話し合った結果2つに折半することになりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	

日程第5 議案第2号	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
議長	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
議長	議長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号3 説明 函面番号3をご覧ください。 番号3 字〇〇 地番全4筆 地目田44,695㎡、畑1,934㎡ 民有地 合計面積46,629㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	議長	番号3について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、先程の番号2と同様になります。 2人の手上げがありましたので、もう1人の〇〇さんに決定しました。 単価につきましては、それぞれ設定させていただきました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議をお願いします。
議長	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
議長	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
議長	議長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号4 説明 函面番号4をご覧ください。 番号4 字〇〇 地番全4筆 地目田45,188㎡ 民有地 合計面積45,188㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

日程第5 議案第2号	議 長	番号4について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から一部農地を売買したいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、2年間借りていた〇〇さんのみの手上げがあり、決定しました。 単価につきましては、条件の良い所と悪い所に分けて設定いたしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 5 説明 図面番号5をご覧ください。 番号5 字〇〇 地番全2筆 地目田15,853㎡ 民有地 合計面積15,853㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号5について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から一部農地を売買したいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、2件の手上げがありましたが、隣接している〇〇さんに決定いたしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

日程第5 議案第2号	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。
事務局	番号 6 説明	図面番号6をご覧ください。 番号6 字〇〇 地番全3筆 地目田8,589㎡ 民有地 合計面積8,589㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号6について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から離農し農地を売買したいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、2件の手上げがあり、一部〇〇さんが隣接しているのでこちらの部分について決定しました。 単価につきましては、暗渠が入っていないということで、このような設定になりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号6については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 7 説明	図面番号7をご覧ください。 番号7 字〇〇 地番全11筆 地目田88,503㎡、畑2,042㎡ 民有地 合計面積90,545㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号7について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、先程の番号6と同様で、隣接している□□さんが全て買いたいということで決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。

日程第5 議案第2号	議 長	質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号7については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 8 説明
		図面番号8をご覧ください。
		番号8 字〇〇 地番全7筆 地目田49,176㎡ 民有地 合計面積49,176㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号8について、事務局から説明を終わります。
		それでは、わたくしの方から説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、売り主から離農したいと相談がありました。
		町内にまわしたところ、3件の申し込みがありましたので、隣地や面積要件などを考慮して2名に分割することで決定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		以上で、説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
討論はございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号8については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 9 説明	
	図面番号9をご覧ください。	
	番号9 字〇〇 地番全1筆 地目田34,845㎡ 民有地 合計面積34,845㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号9について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、わたくしの方から説明申し上げます。	
	こちらの案件につきましては、先程の番号8の案件のもう一方への斡旋になりま	

日程第5 議案第2号	議 長	す。 暗渠が温床向きで少し使い勝手が悪いことや、一部かけ流しの箇所がありますので、このような単価設定になりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。 以上で、説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号9については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 10 説明 図面番号10をご覧ください。 番号10 字〇〇 地番全13筆 地目田93,081㎡ 民有地 合計面積93,081㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号10について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂下委員より説明いたします。	
委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主に持病があり数年前から離農したいとの相談がありました。 そのため、3年前から一部農地を手放していました。 町内にまわしたところ、1件の申し込みとなりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号10については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号11について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 11 説明 図面番号11をご覧ください。	

日程第5 議案第2号	事務局	番号11 字〇〇 地番全7筆 地目田77,649㎡ 民有地 合計面積77,649㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号11について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂下委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から年齢もあるし体調も悪いので農地を売りたいとの申し出がありました。 町内にまわしたところ、隣接している〇〇さんのみの申し込みとなりました。 単価につきましては、2段階で設定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号11については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号12について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 12 説明 図面番号12をご覧ください。 番号12 字〇〇 地番全4筆 地目田5,216㎡ 民有地 合計面積5,216㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号12について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、坂下委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から隣接している圃場が売りに出たら自分の圃場も売りに出したいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、〇〇さん1件の手上げがありました。 先程の番号11の案件の圃場と隣接していますが、面積も小さく、このような単価設定となりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	

日程第5 議案第2号	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号12については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号13について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 13 説明 図面番号13をご覧ください。 番号13 字〇〇 地番全7筆 地目田45,245㎡、その他430㎡ 民有地 合計面積45,675㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号13について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、高橋委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から離農したいので農地を処分してほしいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、隣で営農している〇〇さん1件の手上げがありました。 単価につきましては、形状その他条件により3段階に設定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号13については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号14について事務局から説明申し上げます。 なお、番号14については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。 〇〇委員退席ください。
	事務局	番号 14 説明 図面番号14をご覧ください。 番号14 字〇〇 地番全4筆 地目田13,488㎡ 民有地 合計面積13,488㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号14について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、村本委員より説明いたします。

日程第5 議案第2号	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、売り主から離れ地を売りたいと申し出がありました。
		地域に諮ったところ、隣接している〇〇さんから経営移譲を視野に入れた申し込みがありました。
		単価につきましては、畦畔がないなどの条件を加味して、このような設定となりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号14については、提案のとおり決定をします。	
	それでは、〇〇委員席についてください。	
	続きまして、番号15について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 15 説明	
	図面番号15をご覧ください。	
	番号15 字〇〇 地番全2筆 地目田11,943㎡ 民有地 合計面積11,943㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号15について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、坂本委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらの案件につきましては、もともと賃貸の契約をしていましたがこのたび切れるということで売り主に意向を確認したところ、売りたいとのことでした。	
	町内にまわしたところ、〇〇さん1件の申し込みでしたので、決定しました。	
	小さい面積ですが、単価につきましては問題ありません。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	

日程第5 議案第2号	委員	なし。	
	議長	異議なしと認め、番号15については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号16について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 16 説明	図面番号16をご覧ください。 番号16 字〇〇 地番全2筆 地目田37,497㎡ 民有地 合計面積37,497㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議長	番号16について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
		委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、今までの耕作者が離農したことによるものです。 町内にまわしたところ、〇〇さんのみの申し込みでしたので、決定しました。 ずっと麦を作っていたので、田を作りにくいとのことから、このような単価設定となりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
		委員	なし。
		議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。	
	議長	異議なしと認め、番号16については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号17について事務局から説明申し上げます。	
		事務局	番号 17 説明
	議長		番号17について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員		それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、貸し主から一部農地を賃貸したいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、2人の申し込みがありましたが、一部隣接している〇〇さんに決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長		説明を終わります。 質疑ございませんか。

日程第5 議案第2号	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号17については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号18について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 18 説明 図面番号18をご覧ください。 番号18 字〇〇 地番全3筆 地目田14,303㎡ 民有地 合計面積14,303㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号18について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、千石委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、先程の番号17の案件と同様で、貸し主から一部農地を賃貸したいと申し出がありました。 2件の手上げがありましたので、もう1件のかよいの隣接している□□さんに決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号18については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号19について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 19 説明 図面番号19をご覧ください。 番号19 字〇〇 地番全4筆 地目田44,913㎡ 民有地 合計面積44,913㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号19について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、田中委員より説明いたします。

日程第5 議案第2号	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、経営移譲に伴う名前の変更というものになります。
		単価等については、変更ありません。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号19については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号20について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 20 説明	
	図面番号20をご覧ください。	
	番号20 字〇〇 地番全5筆 地目畑8,415㎡ 民有地 合計面積8,415㎡	
	こちらについては、賃貸借継続案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号20について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号20については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号21について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 21 説明	
	図面番号21をご覧ください。	
	番号21 字〇〇 地番全12筆 地目田31,990㎡ 民有地 合計面積31,990㎡	
	こちらについては、賃貸借継続案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号21について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	

日程第5 議案第2号	議 長	続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号21については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号22について事務局から説明申し上げます。
事務局	番号 22 説明 図面番号22をご覧ください。 番号22 字〇〇 地番全4筆 地目田5,008.09㎡、畑1,600㎡ 民有地 合計面積6,608.09㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議 長	番号22について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委 員
議 長		討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号22については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号23について事務局から説明申し上げます。
事務局		番号 23 説明 図面番号23をご覧ください。 番号23 字〇〇 地番全7筆 地目田25,001㎡ 民有地 合計面積25,001㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号23について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
委 員		なし。
議 長		討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。

日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、番号23については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号24について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 24 説明 図面番号24をご覧ください。 番号24 字〇〇 地番全4筆 地目田56,534㎡、畑1,490㎡ 民有地 合計面積58,024㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議 長	番号24について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	異議なしと認め、番号24については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号25について事務局から説明申し上げます。	
	事務局	番号 25 説明 図面番号25をご覧ください。 番号25 字〇〇 地番全1筆 地目田12,933㎡ 民有地 合計面積12,933㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議 長	番号25について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	日程第6 その他	議 長	異議なしと認め、番号25については、提案のとおり決定をします。 議案第2号については、全て決定しました。 続きまして、日程第6、その他に入ります。 事務局から、何かありますか。
		事務局	ありません。
		議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。 それでは、本日の第29回農業委員会総会を閉じさせていただきます。

議長 慎重なご審議ありがとうございました。